

株式会社日本商品清算機構 緊急時事業継続計画基本方針

平成24年4月19日

1. 基本的な対応方針

- (1) 役職員などの生命の安全確保を最優先にする。また、二次災害の防止に努める。
- (2) 清算業務及び対外情報発信等を最優先業務とし、可能な限り事業継続を図る。ただし、大規模災害の発生等により社会インフラ(電力・交通機関・通信・決済銀行等)が長時間使用不能状態になる等、清算業務を繰り延べざるを得ない状況も想定するものとする。
- (3) 商品取引所、清算参加者、委託者等のステークホルダへの影響を最小化する。
- (4) 地域住民の安全、地域の早期復旧のための支援等に努め、「地域貢献・地域との共生」に十分配慮する。
- (5) 取締役、監査役、主務省等への状況報告を可能な限り行う。また、取引所、清算参加者等の関係先に対しても同様とする。
- (6) 平時から、設備面や重要情報資産のバックアップ等運用面における体制の整備に努める。
- (7) 関連する法律、各種事業法、条令等の法令を遵守する。

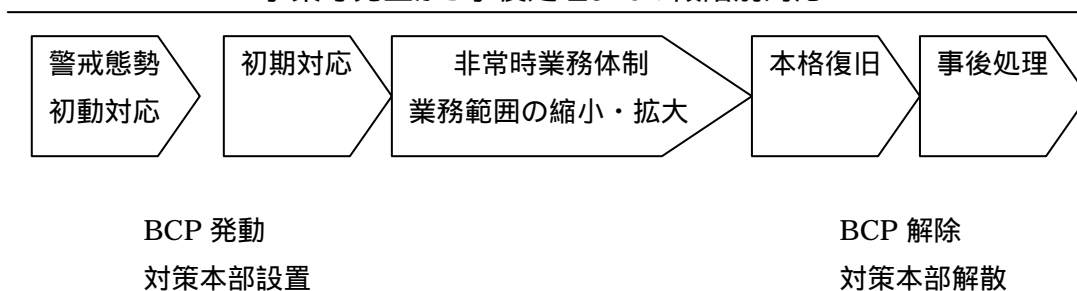
2. BCP 体制

(1) 対策本部

災害発生等により事業範囲を制限・縮小する必要がある場合又はその恐れがある場合には、所要の対応を迅速かつ的確に行うため、原則として BCP 体制を発動し、代表取締役社長を本部長とする BCP 対策本部を設置する。

(2) 段階別対応

事案等発生から事後処理までの段階別対応



3. BCP 体制発動の対象とする主要想定事案

(1) 火災

当社事務所に火災が発生し、当社は被害を受けているものの、清算参加者や外部の関係機関には影響がない場合

(2) 清算システム障害

清算業務の基幹システムである清算システムに障害が発生し、使用不能になったものの、清算参加者や外部の関係機関のシステムには影響がない場合

(3) 停電

当社所在地が管轄電力会社の計画停電の対象になった場合又は当社事務所を含む広域において一斉停電が発生した場合

(4) 大規模災害(地震、水害)

当社所在地域を含む広域において大規模な地震又は大津波等の水害が発生した場合

(5) 決済銀行システム障害

決済銀行のいずれかにおいてシステム障害が発生し、資金移動処理が停止した場合

(6) インフルエンザ等

所謂新型インフルエンザ等の流行に伴い、事業継続のために必要な人的リソースが不足した場合又はその恐れがある場合

4. 具体的対応要領等の整備

想定事案ごとの具体的な対応要領(清算業務継続の判断基準を含む)を策定し、必要な各種ツールを整備する。

以上